

議案第38号

財産の取得の件（教育用タブレット端末等）

次のとおり、教育用タブレット端末等を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年淡路市条例第55号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年5月29日提出

淡路市長 戸田 敦 大

記

- 1 取得の目的 教育用タブレット端末等の購入
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得の金額 38,841,000円
- 4 契約の相手方
兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号
日本電通株式会社 神戸支店 支店長 辻田 康秀

(参考資料)

財産の取得の件（教育用タブレット端末等）の概要

1 納品場所 淡路市内（淡路市立小学校、淡路市教育委員会）

2 財産の概要

(1) タブレット端末

i P a d W i - F i 6 4 G B 6 6 0 台

(2) ハードウェアキーボード

ハードウェアキーボード 6 6 0 台

(3) 端末管理機能（MDM）

J a m f P r o 5 年 6 6 0 台

(4) タッチペン

導電性繊維ペン 6 6 0 本

(5) 保護フィルム

保護フィルム 全面吸着式 貼付含 6 6 0 個

3 履行期限 契約締結日から令和7年8月29日まで

4 支出科目 会計 1 一般会計
款 1 0 教育費
項 1 教育総務費
目 2 事務局費
節 1 7 備品購入費